

令和6年1月16日

応募希望者 様

那 覇 市 長
(公 園 管 理 課)

回 答 書

	質 問	回 答
1	駐輪場は特定公園施設である駐車場整備の一環ではなく、利便増進施設にあたるのか。	公園利用者のための駐輪場は特定公園施設(駐車場)として整備していただくことが可能です。 なお、利便増進施設で示す自転車駐車場とは、駅などの交通機関に近接し、その利用者が自転車を駐車する公共自転車駐車場や、シェアサイクルポート等の自転車を賃貸する事業の用に供されている自転車駐車場などを想定しています。
2	応募者において、公募期間中に現地のボーリング調査を行うことは可能か。	ボーリング調査につきましては、認定計画提出者において、基本協定締結後、占用許可を得た上で行ってください。 なお、参考資料として、漫湖公園鏡原側において過年度に調査したボーリングデータ等を公開いたします。
3	くじら広場の遊具だけでなく、構造物(くじら)も年度内に解体するのか。	本市において年度内に行う解体撤去は、くじら広場内の遊具となります。
4	【P1用語の定義】 「特定公園施設」とは遊具広場・くじら広場・既存駐車場・公募対象公園施設内の駐車場と認識していますが間違いないでしょうか。	用語の定義としましては、P1に示すとおりです。 なお、当該事業における必須提案である特定公園施設は遊具広場(遊具を含む)、くじら広場の活用(アーバンスポーツ施設)、新設する拡充部分の駐車場となります。また、既存駐車場の改修を行う場合、当該既存駐車場部分は任意提案の特定公園施設と位置付けられます。
5	【P4(3)事業範囲②】 事業範囲②の特定公園施設とは公募対象公園施設内駐車場及び一体化する既設駐車場と認識していますがよろしいでしょうか。	事業範囲②に示す特定公園施設とは、P1「用語の定義」に示す特定公園施設になります。 必須提案である遊具広場(遊具を含む)、くじら広場の活用(アーバンスポーツ施設)、新設する拡充部分の駐車場に加え、任意提案の特定公園施設についても事業範囲となります。
6	【P4(4)費用及び役割分担】 費用及び役割分担内の位置付け等で提案施設を含む特定公園施設(遊具広場・くじら広場を除く)の管理業務は認定提出者と認識していますが、修繕費・外灯等(既設・新設含む)の電気料金についての負担は、特定公園施設の譲渡後は貴市と認識していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	認定計画提出者が管理運営する特定公園施設の修繕費につきましては、認定計画提出者の負担となります。 また、外灯の電気料金につきましては本市が負担いたします。

7	<p>【様式10-13収支計画】 前項に伴う、収支計画書内の⑦光熱水費等の記入については公募対象公園施設のみと考えてよいでしょうか。今回の事業は、弊社にて公募対象公園施設を設置しカフェ企業へ建物賃貸するため、光熱水費については緑地への散水等のみを想定しておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>散水する緑地が、認定計画提出者が管理運営する特定公園施設である場合は、「特定公園施設部分(遊具広場及びびくじら広場を除く。)」の光熱水費等に計上してください。</p>
8	<p>【P7(5) 公募対象公園施設の条件①ク】 敷地の緑化についての考え方は「那覇市景観条例」を参照としてよろしいでしょうか。参照としない場合、緑地面積の算定方法や樹木の面積算定方法、その他緑地とみなされる素材などあれば詳しくご教授ください。</p>	<p>ご認識のとおり、那覇市景観条例を参照してください。</p>
9	<p>【P11(9) 植栽計画に関する事項】 植栽の移植先を事業予定区域外(例えば、既存遊具区画)に計画してもよいでしょうか。</p>	<p>事業予定区域外にご提案いただいても構いません。なお、樹種及び植栽箇所・位置につきましては、提案頂いた植栽計画を基に、本市と協議の上、決定いたします。</p>
10	<p>【P13(1) 公募への参加資格等】 応募グループを構成する事業者とはどこまでを指していますか。弊社としては代表法人が弊社、構成法人としてカフェ運営企業。その他、設計事務所、電気設備業者、機械設備業者、造園業者等は協力法人と位置づけしていますが、その考え方で間違いないでしょうか。</p>	<p>P13(1)①「応募者の資格等」に示している資格を満足する事業者が応募法人又は応募グループの構成員である必要があります。</p>
11	<p>【様式5-1(応募グループ提案用)及び様式5-2】 前項に伴い、様式5-1の誓約書については代表法人、カフェ運営企業の連名で記名押印。様式5-2応募グループ協定書へは構成法人としてカフェ運営企業のみ記名押印しますが、その考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式5-1(応募グループ提案用)につきましては、【応募者(代表法人)】欄に代表法人を、【応募者(構成法人)】欄に代表法人以外の構成法人を記名・押印してください。 様式5-2につきましては、代表法人及び代表法人以外の構成法人を記名・押印してください。</p>
12	<p>【様式10-2】 事業実施体制については譲渡前を代表法人、構成法人、協力法人。譲渡後は代表法人と構成法人と認識しております。責任体制についても同様と考えておりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>事業実施体制については、応募グループの構成・協定内容によるものと考えております。また、責任体制につきましても、応募グループの構成・協定内容によるものと考えております。</p>
13	<p>【様式10-3】 事業撤退に至るリスクとその対策とは後継テナント付けも含まれますか。</p>	<p>後継テナント候補の選出等につきましては、「事業撤退に至るリスクとその対策」の一つとして捉えております。</p>
14	<p>【様式10関連】 (表紙)の注意事項において、「用紙の向きは、A4判は縦置き、A3判は横置きとしてください」とありますが、どの様式をどちらのサイズで出力するか具体的な指定はありますか。</p>	<p>特に指定はございませんが、様式10-13、図面等はA3判が確認しやすいものと考えております。</p>

15	配置図・平面図等の記載とありますが、図面の縮尺に指定はありますか	縮尺の指定はございません。適当な縮尺で記載してください。
16	公園入口に設置してあるサインは撤去してもよいでしょうか。移設が必要であれば移設先はこちらからの提案のもと協議としてよいでしょうか。	既存施設の移設や撤去につきましては、提案頂いた計画を基に、本市と協議の上決定いたします。なお、公園銘板につきましては、移設をご検討ください。
17	歩道沿いに敷設している石は撤去してもよいでしょうか。	既存施設の移設や撤去につきましては、提案頂いた計画を基に、本市と協議の上決定いたします。なお、歩道沿いの公園入口車止め(石)につきましては、撤去可能と考えております。
18	【様式10-4】 公募対象公園施設及び特定公園施設等の施設面積総括表の記載例についてですが、特定公園施設とはくじら広場、遊具広場、既存駐車場+新設駐車場の3つでよろしいでしょうか。又、くじら広場の面積はくじら広場全体でしょうか回答お願い致します。	特定公園施設は、くじら広場、遊具広場、新設駐車場及び任意提案の特定公園施設面積になります。なお、くじら広場の面積につきましては、設置するアーバンスポーツ施設で利用する部分の面積を計上してください。